

第22回 佐賀市子ども・子育て会議 要旨

日時:令和5年8月2日(水) 14:00~15:25

場所:佐賀市役所本庁4階 大会議室

1 開会

あいさつ(子育て支援部長)

皆さん、こんにちは。

佐賀市子育て支援部長の大久保と申します。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

高尾会長様、相浦副会長様をはじめ、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また暑い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

日頃より、本市の子ども子育て支援施策に対しまして、御理解と御協力を賜りまして、心から感謝を申し上げます。

この子ども子育て会議は、平成24年の「子ども・子育て支援法」の成立を受け、平成25年8月に設置しておりまして、約10年が経過をしてきたところです。

この間、委員の皆様には「佐賀市子ども・子育て支援事業計画」の策定、各種施策の進捗状況の御審議、また、教育・保育施設等の利用定員の設定に関する御意見等をいただいていたところでございます。

依然として少子化が進行をしている中で、子ども・子育て支援の質と量の拡大が求められております。

佐賀市といたしましても今年度、保護者の子育てに係る負担軽減について、重点的に取組みを進めてきているところです。

主なものを申し上げますと、ショートステイの充実ということで、育児疲れ等のレスパイトケアが必要な場合も利用可能ということになり、また、専用の居室も確保したところでございます。

それから、一時預かり事業の充実というところでは、保育園や認定こども園等に通っていない児童について、家庭の事情により一時的に保育施設等で預かっていただく事業でありますけれども、これまでの基準単価を増額するとともに、余裕活用型の制度を創設いたしまして、受入れ体制の整備を図ってきたところでございます。

もう一つ、新規の取組でございますが、コロナ禍において出生数が低下している中にありまして、佐賀市で誕生した赤ちゃんに市全体でお祝いの気持ちをお伝えするというので、木のおもちゃを贈る取組を始めております。

現物を持ってきておりますけれども、佐賀市産材の木材を使ったおもちゃをプレゼントするという取組です。

幼少期に木に触れて、木の匂いをかいて、木目の美しさを眺めることで感性豊かな子どもに育つと言われております。

健康にすくすくと育ってくれるようお願いを込めまして、プレゼントを始めたところでございます。

今後も、未来を担う子どもたちの健やかな成長を願いまして、本市の子ども・子育て支援施策をも

っとよりよいものにしていきたいというふうに考えておりますので、委員の皆様、それぞれの立場から様々な御意見をいただきたいというふうに思っております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。



2 辞令交付

省略

3 議事

(1) 令和4年度結果報告について(教育・保育施設の状況等)

●事務局

資料2により説明(省略)。

○委員

- ・ 保護者のニーズを把握して、対応が必要と説明があったが、どのようにニーズを把握する予定か。

●事務局

- ・ 子ども・子育て支援計画について、現計画(第2期)は令和6年度までの期限となっている。令和7年度以降の新たな計画を策定するに当たり、今年度10月以降に、保護者のニーズ等について、アンケート調査を行う予定。

○委員

- ・ 園指定待機児童について、どのようなケースがあるのか。

●事務局

- ・ 令和4年度の園指定待機児童が330人いる中で、上のお子さんがあるきょうだい児が140人いる。別々の保育園に行かざるを得なくなっているケースがある。

それ以外の方の園指定待機児童については、本市では第一希望から最大第六希望まで御記入していただいているが、そこで入所が出来なかった場合に、「その他の園での調整を求めない」という申込みをされた方については、園指定の待機児童としてカウントをしている。

(2) 令和4年度結果報告について(地域子ども・子育て支援事業)

●事務局

資料3により説明(省略)。

○委員

(4) 乳幼児家庭全戸訪問事業について

- ・ 出生後四ヵ月までに乳幼児家庭訪問が1回あるが、その後はそういった機会がない。以前の子ども・子育て会議でも、離乳食が始まる頃に訪問の機会があったら良いとの話があったと思う。一歳になる前に信頼できる人(相談相手)を見つけられるかというのは、家庭にとって大きいので、全戸訪問をもう一度行うなどの検討する考えがあるのか。
- ・ 集団検診や子育てについての話を聞くなど、同じぐらいの月齢の子どもを持つお母さんたちが集まる機会があるとしたら、どのようなものがあるのか教えてほしい。

●事務局

- ・ 乳幼児家庭全戸訪問事業については、今のところ四ヵ月までに1回訪問を行い、特に、産後うつ等への対応を重点的に(気にかけて)対応している。
ハイリスクの方については、四ヵ月までに1回訪問するのではなく、産後すぐに家庭訪問を行い、手厚く対応している。
本市としては乳幼児家庭全戸訪問の際に、各地域の子育てサロンや市が実施しているセミナー等の母子保健事業を案内し、保護者の方に接していきたいと思っている。
- ・ 母子保健事業としては毎月行っている乳幼児健康相談や離乳食がテーマとなる4ヵ月～5ヵ月児セミナー、フッ素塗布に関する歯に特化した1歳児～1歳5ヵ月児セミナーを行っている。
また、地域の子育てサロン等を紹介している。

○委員

- ・ 放課後児童クラブにおいて小学4年生以降の受入れ準備が市内でも進んでいるかと思うが、今後どのような計画で進めていくのか。

●事務局

- ・ 令和5年度の現状としては、19校区で実施をしている。
受入れ拡大に当たっては、放課後児童クラブを実施するための場所の確保、子どもたちの支援をするスタッフの確保が重要になるため、期限を決めて、どの程度実施するかは、具体的に申し上げられる状況ではない。学校の余裕教室の状況等、教育委員会と連携しながら把握しつつ、少しでも進められるように調整している。

○委員

- ・ 乳幼児家庭全戸訪問について、育児ノイローゼ等さまざまな状況があって全戸訪問を行うことはとても素晴らしいことと思う。
一方で、産まれてくる子どもが障がい児であること等でフォローが必要なお母さんに対して支援等はあるのか。

●事務局

- ・本市では伴走型の相談支援ということで、妊娠7ヶ月にアンケートをお送り、面談を希望される方については、直接面談し、相談を受けている。

しかし、産まれてくる子どもが障がい児であるということで、母親から相談を受けたことや対応した事例はない。

産後、子どもに障がいがあることで対応に困っている方や育児不安、ノイローゼになった方については個別に病院と一緒に対応している。

○委員

(5) 養育支援訪問事業について

- ・令和3年、4年の実績と数字が増加しているが、この対象者はどうやって把握しているのか。
- ・説明にあった「対象者へのきめ細やかな対応」とは具体的にどのようなことか。

●事務局

- ・対象者の把握は、こども家庭課内の家庭児童相談室や、市民、関係各課等からの相談で把握をしている。
- ・「対象者へのきめ細やかな対応」とは、保健師、心理士や社会福祉士等の専門職が、子育ての困り事の内容により訪問し、聞き取った内容によって必要な支援やサービスを案内し、継続して訪問すること。

実績が増加している状況については、産後に特に支援が必要な特定妊婦が近年増加傾向にあります。これは本市の伴走型支援の実施により把握することができたことや、特定妊婦の出産後の訪問等で実績値が増加したと感じている。

○委員

(3) 妊婦健康診査について

- ・14回の受診券の配布は、大変ありがたい。佐賀市の妊婦の平均受診回数が11.8回ということだが、受診回数の最大値と最小値に幅があると思う。その辺りを加味し、可能であれば少し余裕を持って受診券の枚数を配布すると妊婦の安心感が増すと思う。

●事務局（健康づくり課）

- ・妊婦健康診査の受診券は本市から14枚交付し、平均11週前頃に妊娠届出があり、早産などがなければ平均12回の利用で、2枚余っているのが現状。

この妊婦検診の回数は医師の指示のもと定期的に行かれるものだと思っている。特別な場合は健診ではなく、医療保険で対応されていると想定しているため、14回という回数は出産されるまでには十分な枚数と考えている。

また、多胎の方についてはプラス5枚追加しており、より手厚く検診に行けるようにしている。

○委員

(11) 放課後児童クラブについて

- ・小学4年生から6年生の実績もゼロではないが、目標事業量に対して実績が増えていないのは、なぜなのか。

(園に通う児童の障害について)

- ・ 児童と接する先生から、「児童に障害があるのではないか」、「早く療育機関に繋げてはどうか」という意見があるが、児童の保護者に伝えづらいという相談がある。市ではそういったときに何かサポートができる体制があるのか。

●事務局

- ・ 児童クラブについては、全校区で6年生まで受け入れられる体制は整っていない。現状、毎年3年生までの受付後、空き状況を見ながら調整している状況。

また、場所がないと拡大をしていくのは難しいため、佐賀市が持っている施設や近隣の施設等、場所を確保していく形をとっている。

本市の小学生の人数は、令和2年度をピークに減少しているが、放課後児童クラブの利用は年々増加し、3年生までの利用も少しずつ増加している状況。

できる限り受け入れられるよう場所の確保に努めていかなければならないと考えており、少しずつ場所の確保をして数年かけて6年生までの受け入れが整うという形に持っていきたいと考えて進めている。

全体の見込みを考えながら場所の確保、人材の確保については市の直営に限らず考えていければと思っている。

- ・ 2点目の質問について、保育幼稚園課内に特別支援の相談員を5名配置している。市内の療育保育施設を巡回訪問し、実際にお子さんとお会いして保育士と相談を行っている。

また、特別支援コーディネーターとして臨床心理士の資格を持つ教授に委託し、実際にお子さんを見ていただいて適切なアドバイスをを行っている。

あわせて、次年度小学校に入学する児童の保護者を対象に特別支援相談員がコーディネートし、専門家による就学相談会を実施している。

- ・ 2点目の質問について、1歳6か月児健診、3歳児健診を実施する中で事前に園から、児童の様子を鑑みて、健診の際に丁寧に診てもらいたいという報告がある場合は、手厚く診るようにしている。

しかし、保護者が認識されていない場合、医療機関や療育機関に繋げることは難しく、短時間の健診だけではわからない児童はいる。

健診で児童の様子について尋ねているが、保育士等も言いにくい部分もあると思う。園での児童の様子を報告してもらえると、健診で保護者から児童の気になることを伝えてもらい、相談会とか発達支援室へ繋げることができる。

障がいの疑いを伝える必要はなく、集団生活の中での児童の様子等を伝えてもらえれば、それを参考に進められるので、園から児童の様子を伝えていただくのが一番大事だと思う。

○委員

- ・ 気になる児童や配慮が必要な児童について、3歳半健診で事前に報告を受け、(医療機関や療育機関に)つなげていただくケースは多いと認識している。

3歳半健診で気づかない場合、就学前健診まで対応ができず、準備が整わないまま小学校への引継ぎになってしまうということがある。

これについては小学校と園が連携していこうとなっているが、4歳か4歳半ぐらにならないとはっきりわからないことも多く、3歳半から就学前健診の間に健診の機会があったほうが良いと

いう認識はある。

○委員

- ・ 全体的に思うのは、サービスを受ける側が増加し、サービスを提供する保育士、幼稚園教諭、行政、放課後児童クラブ等において指導員の確保が困難になっており、全体のバランスが危うくなってきているような気がする。

そうしたときに、市民全体として考えなくてはいけない。ニーズの把握やサービスを提供は行わなければならないが、それを請け負うだけの人材、場所等が不足していることも考えないといけない。

例えば、不登校支援やいじめ問題にしてもできるだけしっかり対応していかなければならないが、サービスを提供する側が徐々困難になり始めてきていると認識している。

行政側はそういうことを感じてはいないか。

●事務局

- ・ 保育施設については、国から様々な保育・子育て支援などのメニューが示され、取り組んでいくことの重要性を認識している。

一方で、公立・私立ともに保育士の成り手が非常に少なくなっているという声を聞いている。保育業務はAIに代替できるものではなく、人でなければできない仕事であるが、人材が不足しているという極めて困難な状況になっている。

サービスを受ける側のニーズに合わせて事業展開をしていく必要があると思うが、そのサービスを提供する側の状況を好転させるような取組とあわせて実施していかなければならないと感じている。

○委員

- ・ サービス受ける側の主張も大事ではあるが、サービスを提供する側に回することで、サービスを受ける側であり提供する側であるという意識を持たなければならない気がする。

○委員

- ・ 子育てサークルもなかなかスタッフが見つからないような状況。

子育てサークルの仲間で、「なかまほいく」を行った。最初は保護者の間で子どもを預け合うことに難しさを感じていたが、回を重ねることで、多くの気づきがあり、昔ながらの子育ての継承ができ保護者自身も成長を実感できた。

今回はモデル事業であったが、今後も市の事業でこのような機会があることで、繋がる人が増えると思うのでやっていただきたい。

サービスを受けるだけでなく、子育てサークルなどに参加し、人とつながっていけば良いと感じている。

児童クラブについて、小学4年生以上は登下校が一人でできるので、児童クラブだけが居場所ではないと思う。長期休みだけ公民館に居場所を作ってもらったり、安全な場所を与えてもらうだけで、子どもも成長でき、保護者にとっても子育ての目安になるのではないかと。

困ったときに行政に頼るだけでなく、当事者同士で仕組みづくりができると思う。

(3) 小規模保育事業における3歳以上児の受入れについて

●事務局

資料4により説明(省略)。

○委員

- ・ 佐賀市としてはどのような方向性で考えているのか。

●事務局

- ・ 2号認定児童の定員が超過しているという状況や3歳になったら小規模保育施設から転園が必要なことが保護者にとって負担になることから、3歳以上児の適切な保育が実施可能という施設があれば、前向きに対応していきたい。

3歳以上児と未満児で活動の場所や時間が重ならないこと、子どもの動線や活動の内容を十分に踏まえ、保育に必要な素材や用具の配置の仕方や活用方法を工夫する等、小規模保育事業の認可の権限は本市にあるため、(保育所保育指針に則って)保育の質を担保できることを申し出があった場合には適切に判断していきたい。

○委員

- ・ 佐賀市の保育・教育の質の向上や子どものことを中心に考えた受入れをしてほしい。保護者のニーズが高いという理由だけでなく、3~5歳の発達段階に支障を及ぼさないよう、佐賀市の判断基準はしっかりと持っていたきたい。

子どもに適切な保育を提供できるよう、小規模保育施設の3歳以上児の受入れについては基準を示してほしい。

(4) 次期計画策定に係るスケジュール(案)について

●事務局

資料5により説明(省略)。

○質疑なし

4 閉会